

元高文書第362号

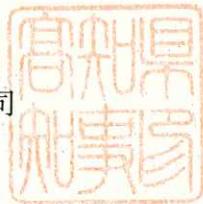
高知県個人情報保護制度委員会 様

高知県個人情報保護条例（平成13年3月27日条例第2号）（以下「条例」という。）第35条第2項の規定に基づき、本県の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、下記のとおり諮問します。

令和元年12月24日

高知県知事 濱田 省司

記



## 1 条例の改正に関する事項

### （1） 改正の趣旨

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年条例第1号）及び同条例附則において改正された高知県情報公開条例（平成2年条例第1号）がそれぞれ令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、公文書の定義や開示請求における第三者への照会手続を定める等必要な改正をしようとするもの。

### （2） 改正内容

別添新旧対照表のとおり



## 新

## 表

## 対

新

旧

### 目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第7条—第14条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等(第15条—第34条)

第3章 附属機関(第35条—第36条の9)

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第37条—第41条)

第5章 雜則(第42条・第43条)

第6章 罰則(第44条—第49条)

### 附則

高知県個人情報保護条例(抜粋)

### 本則

### 第1章 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 賄

(6) 公文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を

### 目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

第1節 個人情報の取扱い(第7条—第14条)

第2節 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等(第15条—第34条)

第3章 附属機関(第35条—第36条の9)

第4節 個人情報の保護(第37条—第41条)

第5章 事業者が取り扱う個人情報の保護(第37条—第41条)

第6章 雜則(第42条・第43条)

第7章 罰則(第44条—第49条)

### 附則

高知県個人情報保護条例(抜粋)

### 本則

### 第1章 総則

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 賄

(6) 公文書 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を

号) 第2条第2項に規定する公文書をいつ。

含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真(これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。)並びに電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)であつて、組織的に用いるものとして実施機関において管理しているものをいう。

(7) 略

(8) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいつ。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い (職員等の義務)

第13条 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

### 第1節 個人情報の取扱い (職員等の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

### 第2節 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等 (開示請求権)

第15条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示(当該個人情報が存在しないことの確認を含む。以下同じ。)を請求することができる。

### 第2節 個人情報の開示、訂正及び是正の請求等 (開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示(当該個人情報が存在しないことの確認を含む。以下同じ。)を請求することができる。

請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定に基づく開示の請求をすることができる。ただし、特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が開示の請求をすることができる。
- 3 実施機関が高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者は、死者に関する個人情報の開示を請求することができます。

(個人情報の開示義務)

- 第16条 実施機関は、前条各項の規定に基づく開示の請求（以下「開示請求」という。）があつたときは、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。
- 合を開き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) 略

2 略

(開示請求に対する決定等)

第20条 略

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求者に通知しなければならない。

2

- 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をすることができる。

- 3 実施機関が高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者は、死者に関する個人情報の開示請求をすることができる。

(個人情報の開示義務)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) 略

(開示請求に対する決定等)

第20条 略

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。

2

- 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が開示請求をすることができる。

- 3 実施機関が高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上であらかじめ定めた者は、死者に関する個人情報の開示請求をすることができる。

(個人情報の開示義務)

- 第16条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該個人情報を開示しなければならない。

(1)～(7) 略

(開示請求に対する決定等)

第20条 略

- 2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「開示決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に通知しなければならない。

2

### 3・4 略

### 3・4 略

5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該開示決定等に係る個人情報に第三者に関する情報が記録されているときは、あらかじめ当該第三者の意見を聽くことができる。

6 実施機関は、第16条第2項の規定に基づき個人情報の開示をする場合において、当該個人情報の開示をすることにより不利益を受ける第三者があるときは、あらかじめ、書面によりその旨を当該第三者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えるなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

### 第21条 略

### 2 略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条の2 開示請求に係る個人情報に実施機関及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立

ち、当該第三者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他の実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えないならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第16条第1項第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

- (2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第16条第2項の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日の間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### (開示の方法)

第22条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に對し当該個人情報の開示をしなければならない。

第22条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し当該個人情報の開示をしなければならない。

2 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については実施機関が定める方法により行うも

る。

### 3・4 略

#### (訂正請求権)

第 25 条 第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 23 条第 3 項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認める者は、この条例の定めるところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対して、その訂正（誤った事実の削除及び新たな事実の追加を含む。以下同じ。）を請求することができます。

#### 2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定に基づく訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

#### (訂正請求に対する決定等)

#### 第 27 条 略

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができます。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

#### 3～6 略

#### (是正請求権)

第 29 条 自己の個人情報を実施機関が第 8 条、第 9 条、第 10 条第 1 項若しくは第 11 条の規定に違反して取り扱い、番号法第 19 条の規定に違反して提供し、番号法第 20 条の規定に違反して収集し、若しくは保管し、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファ

のとする。

### 3・4 略

#### (訂正請求権)

第 25 条 第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 23 条第 3 項の規定により開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めると認める者は、実施機関に対して、その訂正（誤った事実の削除及び新たな事実の追加を含む。以下同じ。）を請求することができます。

2 第 15 条第 2 項及び第 3 項の規定は、個人情報の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

#### (訂正請求に対する決定等)

#### 第 27 条 略

2 実施機関は、やむを得ない理由により前項の期間内に同項の決定（以下「訂正決定等」という。）をすることができないときは、当該期間を延長することができます。この場合において、実施機関は、速やかに、書面によりその延長する理由及び期間を訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に通知しなければならない。

#### 3～6 略

#### (是正請求権)

第 29 条 自己の個人情報を実施機関が第 8 条、第 9 条、第 10 条第 1 項若しくは第 11 条の規定に違反して取り扱い、番号法第 19 条の規定に違反して提供し、番号法第 20 条の規定に違反して収集し、若しくは保管し、又は番号法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファ

イル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録していると認める者は、この条例の定めるとところにより、当該個人情報を保有する実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正(当該個人情報の削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定に基づく是正の請求(以下「是正請求」という。)について準用する。

(個人情報保護審査会への諮問)

第33条の3 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 略
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

(3) • (4) 略

2・3 略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第33条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするとときは、裁決の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、当該実施機関は、裁決後直ちに、反対

イル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録していると認める者は、当該実施機関に対して、当該個人情報の取扱いの是正(当該個人情報の削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、個人情報の是正の請求(以下「是正請求」という。)について準用する。

(個人情報保護審査会への諮問)

第33条の3 開示決定等、訂正決定等若しくは是正決定等又は開示請求、訂正請求若しくは是正請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第36条第1項の規定により置かれる高知県個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- (1) 略
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合(当該個人情報の開示について反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)が提出されている場合を除く。)

(3) • (4) 略

2・3 略

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第33条の4 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する裁決をするとときは、開示決定等の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、当該実施機関は、開示決定等後

意見書を提出した第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 略

(他の制度との調整)

#### 第 34 条 略

(他の制度との調整)

#### 第 34 条 略

2 この章の規定は、高知県立図書館等において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

3 略

4 略

5 略

6 略

#### 第 3 章 附属機関

(提出資料の写しの送付等)

第 36 条の 6 審査会は、第 36 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項又は第 36 条の 4 の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときは、その他正当な理由があるとときは、この

#### 第 3 章 附属機関

(提出資料の写しの送付等)

第 36 条の 6 審査会は、第 36 条の 2 第 3 項若しくは第 4 項又は第 36 条の 4 の規定に基づく意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときは、この

ると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 番查請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（以下「表示したもの」といふ）の閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

### 3・4 略

限りでない。

2 番查請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの（以下「表示したもの」といふ）の閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときおそれがあると認めるとときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3・4 略

### 第6章 罰則

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 第6章 罰則

第46条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

